

## 医学教育研究助成金に係る留意事項

1. 医学教育研究助成金（以下「助成金」という。）による研究の実施期間は、原則として当該年度の4月1日から翌年3月末日までとする。
2. 助成金は研究計画を実施するための経費であり、有効適切に使用すること。なお、助成金を他の用途に使用又は不正に使用した場合は、全額を返還させることがある。
3. 助成金の支出計画については、でき得る限り詳細に記載すること。
4. 研究目的が完了したとき（研究期間の終了時）に使用残額が生じた場合は、返還すること。また、研究の中止又は研究を中断し研究の継続をしない場合も、同様とする。
5. 助成金は、銀行等に預貯金するなどして、確実に保管すること。
6. 預金により生じた利子は、研究の遂行に必要な経費の支出に充てること。
7. 助成金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理・保管しておくこと。  
（大学の規定等により領収書原本の提出が難しい場合は、原本のコピーで構わない。）  
（研究者が必要経費を支払った場合は、支払ったことを証明する領収書（領収書の徴収が困難なものについては支払証明書等）をとっておくこと。）
8. 次に掲げる経費は、助成金から支出することはできない。
  - （1）人件費
  - （2）複写機、コンピューター等研究機関で通常備えるべき設備、備品を購入するための経費
  - （3）その他、この助成金による研究に関連性のない経費（飲食経費等）
9. 助成金交付の対象となった研究及び内容の変更は、交付対象となった研究計画、研究目的を変えない範囲でなければならない。この場合には、予め文書により財団に協議すること。
10. 研究分担者に変更が生じた場合には、その旨を直ちに届け出ること。
11. 研究代表者と異なる大学に所属する者を研究分担者としている場合は、必ず研究分担者承諾書を提出すること。